

◇研修会場

(一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇研修日

研修日		教習修了番号
7月16日(水)	午前	1~35000号
	午後	35001~50000号
7月18日(金)	午前	50001~61000号
	午後	61001~68000号
7月23日(水)	午前	68001~74000号
	午後	74001~79000号
7月25日(金)	午前	79001~84000号
	午後	84001号以降の者

◇研修時間 【午前の部】 受付 8:30~ 9:00 研修 9:00~12:00

【午後の部】 受付 13:00~13:30 研修 13:30~16:30

◇研修費用 3,300円(テキスト代含む)

## =業界情報=

### 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.161

#### 【内 容】

今年2月に県外ディーラーで購入した中古車、フロントガラスに傷があることを納車時に指摘したところ、地元ディーラーに入庫すれば修理費は負担すると言われ、同月中に入庫して対応してもらった。先日、ガラスの傷が深くなってきたため、知り合いにみてもらうと「リペア修理に失敗している」と言わされた。修理したディーラーに「何故こうなったか、ガラス屋さんから説明してほしい」とお願いしたが、ガラス屋さんからの説明はなく、「きちんとリペア修理はできている」とだけ言われた。購入先ディーラーにも相談したが対応してもらえず、両ディーラーに不満を感じている。何故このようになったか、きちんと説明をしてほしい。

#### 【対 応】

相談者には相談所の役割を説明し、修理先ディーラーに状況を確認した。「相談者からの受注したのは当店であり、当店がガラス屋さんに外注をしているので、ガラス屋さんが相談者に直接説明するのではなく、当店から相談者に説明することである。説明に納得いただけないようなので、改めて相談者に連絡します」と言われ、相談を終了した。

# 「訪問特定整備」制度が新設されました！

令和7年6月30日施行

国土交通省では、整備工場に車両を持ち込むことなく、自動車整備士に自宅や自社に来てもらいたいというニーズに応えるため、「訪問特定整備」制度を創設しました。

「訪問特定整備」制度とは、安全を担保する一定のルールの下、自動車特定整備事業者が自社の特定整備の認証を受けている整備事業場以外の場所で特定整備の実施が可能となる制度です。

※本制度の詳細は、国土交通省ホームページの「訪問特定整備制度について」や日整連が作成している「訪問特定整備実施マニュアル」をご参照ください。

## 本制度のポイント

### ●依頼者の範囲

訪問特定整備等の依頼者は、自動車の使用者又は所有者、これらの代理人となります。なお、依頼された訪問特定整備等を外注することは出来ません



### ●実施可能な作業範囲

地方運輸局長の認証を受けている自動車特定整備事業の対象自動車の整備及び装置の種類の範囲内となります。なお、指定自動車整備事業者が指定整備扱いとして実施する点検・整備については、本制度の対象外となり、訪問特定整備等を実施することは出来ません。

## 訪問特定整備制度の種類

### ●訪問特定整備

連続した3日を超えない期間内（離島は連続した5日を超えない期間内）で、特定整備の認証を受けている他社の事業場、もしくは認証は受けていないものの認証事業場と同等以上の性能を有する設備がある場所において、特定整備作業を実施することをいいます。



**ニーズ例** 運送事業者やレンタカー事業者など、大量に車両を所有している事業者から複数車両の点検整備等の依頼があった際に、その事業者が保有する作業場（認証の有無にかかわらず認証基準と同等以上の設備等が必要。）等において、特定整備を含んだ法定定期点検整備や一般整備を行う。

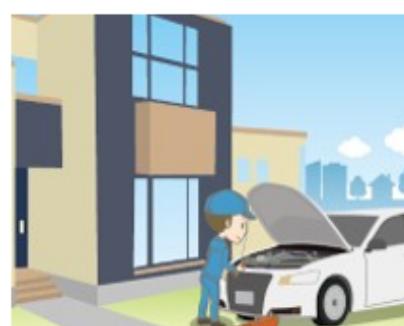
### ●限定訪問特定整備

認証事業場程度の設備等は有していないものの、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所において、特定整備を行うことを言います。

ただし、実施可能な特定整備作業が限定されております。

※限定訪問特定整備で実施できる特定整備作業の詳細は、「国土交通省ホームページ」や「訪問特定整備マニュアル」でご確認ください。

※限定訪問特定整備においては、特定整備を含む法定定期点検整備を実施することはできません。



**ニーズ例** 一般ユーザーが所有又は使用している車両のエンジンがかからなくなってしまったため（事前の問診によりスター不良と思われ、限定訪問特定整備の範囲内で作業可能と判断）、認証を受けている整備工場の従業員が所有者または使用者の自宅の駐車場まで訪問の上、規定されている範囲内の特定整備を含むスター交換作業を行う。

## 訪問特定整備等を行う際の主な要件及び必要事項

### 運輸支局等への届出

(運輸支局長あてに電子メールにて届出)

- 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者においては、  
本事業の開始の日の前日までに、特定整備の認証事業場ごとに  
(訪問特定整備等を行う事業場のみ) 届出が必要となります。

### 訪問特定整備等管理者の選任

- 整備主任者のうち、少なくとも一人を「訪問特定整備等管理者」として選任し、訪問特定整備等に関して統括管理させる必要があります。

### 訪問特定整備士の要件

- ① 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること ※
- ② 特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること
- ③ 所定の教育を受けたこと
- ④ 訪問特定整備士として、運輸支局長等に届け出されていること  
※一定条件の下、三級自動車整備士も認められる

### 必要な教育

- 訪問特定整備等をこれから行おうとする自動車特定整備事業者は、事前に訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行わなければなりません。また、訪問特定整備等事業者となった後も、定期的に訪問特定整備等管理者・訪問特定整備士等に対して教育を行う必要があります。

### 第三者の確認

- 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を実施する際の体制等について、相当の知見を有する第三者機関の確認を定期的に受ける必要があります。

訪問特定整備制度では、実施場所の要件や訪問特定整備士に任命するための要件、また、実際に作業ができる特定整備作業等が規定されているとともに、法令等に反した際の処分基準も定めております。訪問特定整備制度の活用を検討されている、または、実際に活用される整備事業者におかれましては、国土交通省ホームページの「訪問特定整備制度について」や「訪問特定整備マニュアル」をご確認いただき、適正に訪問特定整備等を運営いただきますようお願いいたします。

「訪問特定整備マニュアル」の入手は所属の自動車整備振興会までお問合せください。

### 訪問特定整備 マニュアル

～日本自動車整備振興会連合会～

◆国土交通省ホームページ「訪問特定整備制度について」  
制度概要や関係する省令、実施規程、通達、申請様式や Q&A等が掲載されていますのでご確認ください。

<URL : [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html) >

※トップページから該当ページへの進み方

国土交通省ホームページの「政策情報・分野別一覧」より

「物流・自動車」を選択

⇒「自動車ユーザー・事業者等の皆様へ」の

【事業者・運送者向け情報】より「自動車整備事業」を選択

⇒「自動車整備」より「訪問特定整備制度について」を選択

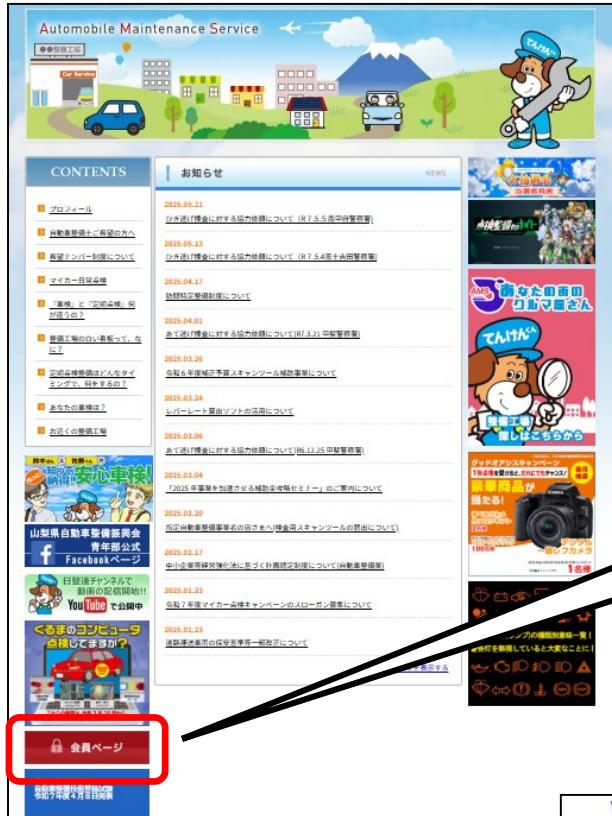


一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

## 次回自動車重量税額照会サービスについて

重量税印紙販売窓口における待ち時間短縮及び効率化のため、事前に国交省並びに軽自動車検査協会の「[次回自動車重量税額照会サービス](#)」を利用して、重量税納付書に金額を記入の上、持参していただきますようお願いいたします。

会員事業場の皆様が円滑に窓口をご利用できますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



ID: ams  
パスワード: amskaiin

**会員専用ページ**

- 今月の会報
- 振興会からのお知らせ
- 商工組合からのお知らせ
- 規約ダウンロード
- 警察への車両捜査協力のお願い

**次回自動車重量税額照会サービス**  
普通車・軽とリンクします。

会員用車検予約システム 国土交通省リコール情報

国土交通省 次回自動車重量税額照会サービス 【普通車】 ご利用可能時間 1:00~23:00

軽自動車運営協会 次回自動車重量税額照会サービス 【軽自動車】 ご利用可能時間 8:00~23:00

環境家計簿 FAINES 自動車リサイクルシステム

国土交通省

## 次回自動車重量税額照会サービス

初めての方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

> ホーム

### 次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。  
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

**■お知らせ**

<b>【重要】</b>	2024/03/30	3月29日（金）から30日（土）メンテナンス終了のお知らせ	<a href="#">お知らせ一覧へ &gt;</a>
	2023/12/01	令和5年度税制改正（令和6年1月開始）対応時刻のお知らせ	
	2023/04/28	令和5年度税制改正対応のお知らせ	
<b>【重要】</b>	2023/04/01	3月31日（金）から4月1日（土）メンテナンス終了のお知らせ	
<b>【重要】</b>	2022/12/20	【注意】サービス時間の変更について	

**■次回自動車重量税額照会**

次回自動車重量税額照会を行う場合は、  
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。  
(ご利用可能時間 1:00~23:00)

**照会画面へ**



国土交通省

## 次回自動車重量税額照会サービス

初めての方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 **(必須)**

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

(半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド)

車台番号が英数字のみの場合

車台番号に漢字が含まれる場合  
[ ] (選択) [ ] (半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日) **(任意)**

yyyy/mm/dd

**照会**

次の画面で車台番号と検査予定日を  
入力して照会を押します。



国土交通省

## 次回自動車重量税額照会サービス

初めての方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力 > 次回自動車重量税額照会結果

自動車重量税額の照会結果を示します。

車台番号（全桁）	E12-704453
検査予定日	2025/05/28
有効期間年数	2年

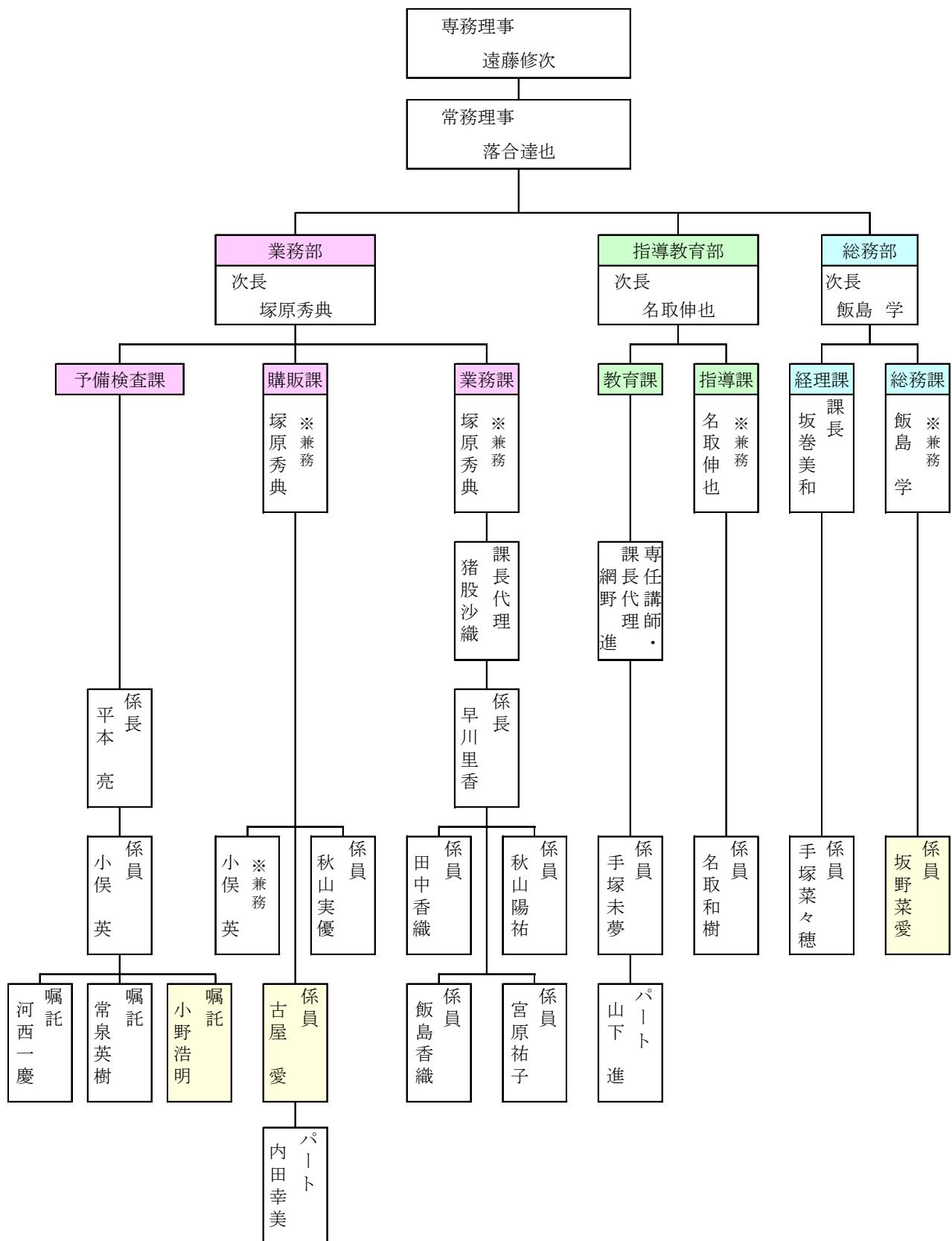
・車台番号は、自動車検査証の車台番号と一致していることをご確認ください。  
・検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。  
・検査予定日に未入力と記載された場合は、車検証の有効期間満了日または照会日を検査予定日として算出しています。

<b>自動車重量税額（円）</b>	15,000
-------------------	--------

**戻る**

# 事務局組織図について

令和7年7月1日現在



## 車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」6月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
日栄小澤自動車整備工場	472	甲府東	Car assist from-T	1439	市川
有泉自動車(株)	788	甲府東	中込モータース	364	南巨摩北
(有)大木自動車	922	甲府西	雨宮自動車整備工場	790	東八
(株)キムラ 第2・第3工場	411	甲府南	福田オート	447	塩山
(有)アユザワ自動車	127	甲府南	原自動車整備工場	510	塩山
東洋モータース	972	甲府北	(株)田辺自動車	113	塩山
青木自動車商会	407	甲府北	塩山車検センター協同組合	987	塩山
田中自動車工場	996	韮崎	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓
(有)奥石自動車工業	665	韮崎	(株)渡文商会	183	岳麓
ボディーショップカサワ	986	韮崎	半田自動車整備工場	942	岳麓
井上モータース	355	南アルプス南	三浦自動車	955	岳麓
前沢自動車工業(株)	749	南アルプス北	羽中田自動車工場	162	岳麓
(株)高野	725	南アルプス北	古久屋自動車	1009	大月
カーショップ昭和	1277	市川	杉林モータース	786	都留
河野自動車整備工場	963	市川	宝オートサービス	1140	都留

### = 統 計 =

#### 普通車・軽自動車継続検査件数

5月

合計	指 定						持込込み				
							認 証		ユーチャー		
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	件数	割合(%)	件数	割合(%)		
普通車	14,422	2,724	18.9%	6,807	47.2%	66.1%	3,787	26.3%	1,104	7.7%	33.9%
昨年同月	14,459	3,240	22.4%	6,499	44.9%	67.4%	3,677	25.4%	1,043	7.2%	32.6%
昨年同月増減	-37	-516		308			110		61		
軽自動車	11,462	1,852	16.2%	4,731	41.3%	57.4%	3,841	33.5%	1,038	9.1%	42.6%
昨年同月	11,425	2,048	17.9%	4,547	39.8%	57.7%	3,827	33.5%	1,003	8.8%	42.3%
昨年同月増減	37	-196		184			14		35		
合 計	25,884	4,576	17.7%	11,538	44.6%	62.3%	7,628	29.5%	2,142	8.3%	37.7%
昨年同月	25,884	5,288	20.4%	11,046		63.1%	7,504	29.0%	2,046	7.9%	36.9%
昨年同月増減	0	-712		492			124		96		